

秋田市河辺総合福祉交流センターおよび秋田市立中央図書館明徳館
河辺分館火災警備業務委託仕様書

本仕様書は、秋田市河辺総合福祉交流センターおよび秋田市立中央図書館明徳館河辺分館の火災を防止し、財産の保全を図るための火災警備業務の基準を定めたものである。

1 施設の所在地

秋田市河辺北野田高屋字上前田表66番地1

2 警備の方法

火災警備装置とガードセンターの監視装置（以下「機械警備」という。）で警備する。

警備に当たっては、受託警備会社において自社の通報装置を館内に設置し、交流センターの火災報知設備に接続のうえ、電話回線を通じて自社へ情報を送り、24時間監視し、火災報知機からの火災の通報を受けて、直ちに消防署に火災通報を行うとともに現場確認を行う。

3 警備の期間

(1) 警備を行う期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 警備実施時間

機械警備は、警備対象施設からの警備装置作動開始の信号を受けたときに始まり、施設からの警備装置作動解除の信号を受けたときに終わるものとし、施設の有人、無人の状態にかかわらず行うものとする。

ただし、火災感知は、間断なく行うものとする。

4 警備装置の工事費

受託警備会社の負担とする。

5 異常事態発生時における処置

(1) 甲の警備対象施設に異常事態が発生したことを確認したときは、乙は機動隊を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止に当たる。

(2) 警備対象施設に到着した機動隊は、異常事態を確認後、ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて消防署、当該施設の長等の関係機関へ通報する等、敏速適切な措置を講じなければならない。

6 警備装置の設置

- (1) 火災異常を感知するための機器は、指示された箇所に設置するものとする。
- (2) 火災異常を感知するための装置は、既設の自動火災報知設備と連結するものとする。

7 警備装置の保守点検

乙は、警備装置に関し正常な機能を保持するため、保守点検を行わなければならない。

万一、警備装置の故障により作動に異常が生じたときは、遅滞なく故障の修繕に当たるとともに、警備上の安全措置を講じなければならない。

8 本仕様書に定めのない警備実施上の事項については、その都度甲と乙が協議し、文書により取り決めるものとする。